

農業者の皆さんも対象です！

農地版

家賃支援給付金のお知らせ

～ 農地の賃料の申請者向け ～

「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、特に地代・家賃の負担軽減を目的に支給するものです。

給付対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少した事業者が対象になります。

① 2020年5～12月の売上高が、

- いずれかの月の売上高が前年同月比**50%以上減少**
- **連続する3ヶ月**について前年の同じ期間に比べて**30%以上減少**

の**いずれか**になっていれば**対象**になります。

② 資本金10億円以上の大企業等を除く、**農業者、農業法人が広く対象**となります。

※ **農事組合法人**や**協同組合**など、会社以外の法人についても広く対象となります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少となる例

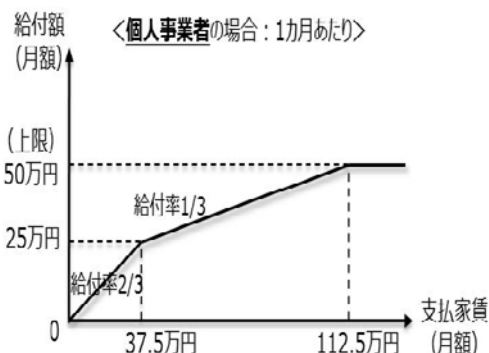
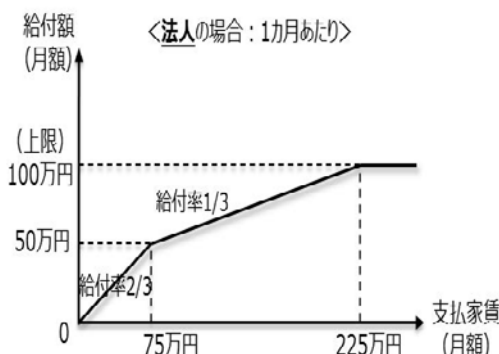
- ◇ 花き、果物など、外出自粛やインバウンドの減少などに伴う需要の急減により出荷ができないため、売上高が大幅減
- ◇ 労働力の確保ができず、収穫適期に作業ができなかったために、売上高が大幅減

給付額

申請時の直近に支払った**農地**を含む土地や建物の支払賃料（月額）※の合計に基づき算出される**給付額(月額)の6か月分**が支給されます。

※賃料が年払いの場合は、12で割った額（平均月額）。また、賃料の支払実績が必要です。

〔上限額〕 法人：600万円、個人：300万円



「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい